

会 議 録			
案 件	第 4 回市貝町自治基本条例町民検討委員会		
日 時	平成 28 年 12 月 14 日（水）18:00～19:40	場 所	大会議室
出 席 者	委員 11/14 名、事務局 4 名	傍 聴 者	2 名
内 容			
<p>1 開会【進行：事務局】</p> <p>2 あいさつ            （委員長）：前回 10 月 27 日にお集まりいただいたまちづくりに関する意見交換会では、生徒学生含め多様な人々にご参加いただき非常に有意義なものになった。作業部会でも回数こそ限られているが精力的に議論を進めている。いよいよ条例の策定に向けて、本格的な動きに入った。今回の検討委員会も熱く淡々と進めていけたらと思う。</p> <p>3 作業部会検討事項報告            事務局が第 3 回から第 5 回までの作業部会の検討事項が資料 1 に沿って説明した。            第 3 回は前文に関して議論した。資料 1 の 1～2 ページにその結果をまとめたものがある。サシバのサッチャんの会話形式やサッチャん親子のグラフィカルなイメージを取り入れた。            第 4 回は 3～12 ページにまとめられた内容で、構成について議論した。26 条での構成を採用した。とりわけ見出しへの工夫に注力した。            第 5 回に関しても 3～12 ページに併記したが、内容についての議論に入り、言葉づかいや住民投票に関する議論をした。</p> <p>4 議題            （1）まちづくりに関する意見交換会について            検討委員それぞれが交換会について振り返りを行った。</p> <p>委員：（生徒たちに）何があれば市貝町に住み続けますか、との問いを行ったところ、「仕事があれば」という単純だが切実な答えが返ってきた。私自身は雇われて働いた経験しかなく、雇用創出などに関わったことはないが、雇われて働くという境遇はたいいていの人が当てはまるはずだ。現状、市貝町ではアルバイトをする場所すらもない。チャレンジしやすい環境を作ることで雇用の支援をしてはどうか。</p> <p>委員：道が暗いという意見が印象的だった。子育てや通勤通学に不安である。全域を</p>			

明るくするのは困難でも、ポイントを明るくすることで変わるはずだ。南北だけでもバスが通り要所所に子供が下りる停留所があるといい。

委員：各グループ自然の豊かさへの言及が多かった。では豊かな自然を守るにはどうすればよいか。地域ごとではなく、全体が共通の問題として認識し話し合っていく必要があるのではないだろうか。どの地域も同じ取り組みができればいい。

委員：農地は普通に耕作していれば荒れることはないが、近年農家の減少もあり、荒廃農地が増えつつある。地域だけの取り組みでは限界があるが、自治会だけで取り組めるような農地・水関連の事業もある。また、補助金の活用も視野に入れていくべきだろう。茂木などでは中山間地指定を受けているために支援金が貰えるが、市貝町では指定を受けられないためにあてにはできない。

事務局：中山間地指定は旧市町村単位で行われる。旧市羽村にあたる地域は条件を満たさないが、旧小貝村の北部地域は該当する。しかし、旧小貝村全体としては認定条件を満たさないため、市貝町の認定も難しい。

委員：町民同士が交流する場所が少ない。人が集まる場所があれば町づくりに対する気運も活発になるのではないか。

委員：里山の良さを活かしてというが、どうすれば良さが生きていくのだろうか。

委員：いろいろな団体がイベントを行っており、そうしたイベントの活用も一つの手段と考えられる。

委員：住んでいると良さがわからないということもある。外からの視点という意味で来訪者から意見を募ってみるのもよいし、同じような悩みを抱えていた先進自治体から成功例を学ぶのも有効と思われる。

委員：中学生から「ボランティアをやりたい」という意見があったが、ボランティアを扱う窓口がなく、情報収集も難しいのが現状である。行政や各団体の横のつながりがないのがその原因とみられる。

委員：行政との縦のつながりだけでなく、地域同士も横のつながりがないと、全体的な視点でまちづくりを行うことはできない。

事務局：ご指摘の通り子育て関連はこども未来課や生涯学習課、高齢介護関連は健康福祉課というように役場の縦割り行政は影響している。本条例制定を機に、こうし

たところに横のつながりを作りだし、広い視点を持ちたい。

委員：会社も同様に部署という縦割りの組織になっているが、その一方でその道に長けた人同士のプロジェクトチームという横のつながりも存在している。組織作りの参考にできるかもしれない。

委員：高齢介護施設と保育施設を併設するなど、多世代交流が盛んに行われる施設があると様々な効果が見込める。例えば高齢者と接した子どもが生活習慣を改めたり、高齢者が子どもと接することでリハビリ効果が高まったりしたという例もあるようだ。そのようにそれぞれのなかで完結するのではなく、一度フラットな考えで協力し合うという考え方も盛り込んでいけたらよいのではないか。

委員：中学生に聞いた意見として、市貝町は遊ぶ場所がないという声があった。買い物も簡単なものなら町内で済ませるが、つい宇都宮などに出かけてしまう。町内で工夫して過ごす環境があればいいと思う。

委員：意見交換会の後、県内の高校生や大学生と話す機会があったが、その中で忘れ難い発言があった。「人口減少は全国で見られる。人口を維持しよう、増やそうという議論ばかりではなく、減っていく中で面白い活動を探すのも重要ではないか」というものだ。

また、子どもたちがなぜ人口減少を問題視されているかわかっていないように見える。条例の中で子ども達が町の現状を知ること、自発的に取り組むという内容を盛り込んでいってはどうか。

市貝町の老人クラブの加入率は、県内で一番である。老人クラブには60代から80代まで広い年代の方が参加するが、あえて60代の人たちを会長や組織の中心に置いている。すると譲られた側も上の世代を無碍にはできず、結果多様な世代がうまく共存している。若い人たちにあえて譲るという意識もまちづくりに必要ではないか。

## (2) 条例に盛り込む内容について

委員：前回の作業部会では、住民投票について集中的に話し合い、五分の一程度の署名があれば町全体の問題として扱うと考えて投票を行うという考えでまとまった。

委員：有権者の五分の一は約2,000人。学校関係でPTAが約700人いて、仮に15歳以上の町民に投票権を与えると、本人、両親、祖父が700世帯分署名するとすれば2,000以上は集まる。かといって要件を3,000、4,000にしては子どもたちが意

見がぶつかる場が失われてしまうおそれがある。この必要署名数などの話題は議論が尽きないが、頑張れば集まる程度の2,000と決めておき、住民投票として然るべき内容のものは投票を行うべきだと考える。

委員：資料1の条例構成案で、まちづくりの項目がその他に入っているが、「第2条 定義」など他項目にもまちづくりの記述がある。

委員：条例全体がまちづくりに関する条例だと思うが、第7章に「まちづくり」という独立した章があるのは少し奇妙に見える。

委員：その他項目は26条構成を考えたときに他条項にうまく割り当てられなかったものを入れさせていただいた。あくまで叩き台として出したものなので、章立てなどはこれから変えていってもらいたい。

委員長：その他にあるコミュニティや横型のまちづくりの記載に関しては基本原則などに入れ込む方向でよいのではないか。先ほど話題になった人口減少についての条文も盛り込んでいきたいが、どうか。

委員：第7章で人口減少の向き合い方を書いておき、それを踏まえて「自然と環境」や「産業と観光」の条文を書いていけばつながりやすいのではないか。

委員長：条文の表現に関しては何か意見はあるか。

委員：検討委員会としてせっかく集まったため、次回作業部会で円滑に議論を進めるため、いくつかある条文案でどれがよいかを委員の皆さんに聞いておきたい。第1条に関してはどうか。

委員：案④は短い文で簡潔にまとめられており、読みやすい。一文が2行以上に跨っていない。小学生などが読むにはこうした分が好ましい。

委員長：なるほど。表現だけでなく文構成も重要である。では、第2条の定義に関してはどうか。

委員：条文中、町の定義として「執行機関」という言葉を使用しているが、子どもが読むには難しすぎる表現に思われる。かといってあまりに簡単にしすぎると意味としての正確さを損なうため、難しい問題ではあるが、読む意欲を失わせる。

委員長：難しい用語には注釈を入れるなどフォローしていく必要がある。時間が限られて

いるため切らせていただくが、第4条はどうか。部会では最高規範や責務という言葉の扱いに議論があった。このような単語を使用する場合は右側などで注釈を入れるなどしたほうがよいだろう。

委員：第5条町民の権利はストレートに「町民ができること」としたほうがわかりやすい。

委員長：だんだんと条文が難しくなっている。優しい表現でお願いしたい。

委員：行政の役割などここまで細かく書かなくても、町民の皆さんをバックアップするために代表して頑張っている、というように一文でさらっと書く程度でもよいのではないか。

委員：26条構成は多いと感じる。不要と感じるものは取りはらってしまい、A4表裏に収まる程度に、読みやすいように気をつけたい。

委員長：「これが欠けているから足さなければ」と考えがちだが、シンプルに行くことも大事か。自治基本条例のとらえ方も2種類あり、全体の羅針盤として常に抱えておく簡潔なもの、問題を深く掘り下げるときに役立つ詳細なものがある。もちろんそれぞれ一長一短である。

## 5 その他

次回開催日（来年2月22日）の確認を行った。

## 6 閉会

以上、会議の概要について記録いたします。



